

豊橋市資源化センター余熱利用施設条例の一部を改正する条例

豊橋市資源化センター余熱利用施設条例（平成17年豊橋市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定管理者の業務の範囲）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 余熱利用施設の<u>利用</u>の承認に関する業務</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（<u>利用</u>の承認）</p> <p>第5条 余熱利用施設を<u>利用</u>しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p>第6条 <u>前条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、余熱利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が市長の承認を得て定める日までに指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。</u></p> <p><u>3 利用料金は、指定管理者の収入とす</u></p>	<p>（指定管理者の業務の範囲）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 余熱利用施設の<u>使用</u>の承認に関する業務</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（<u>使用</u>の承認等）</p> <p>第5条 余熱利用施設を<u>使用</u>しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その際別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p>

る。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、余熱利用施設の利用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) (略)

(権利譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) (略)

(利用料金の還付)

第11条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が前条第2号の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命じたとき。

(2) 利用者の責めに帰することがで

(使用料の減免)

第6条 前条第2項の使用料は、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減免することができる。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、余熱利用施設の使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めたとき。

(2) (略)

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) (略)

(使用料の還付)

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が前条第2号の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

(2) 使用者の責に帰することができ

きない事由により利用できなくなったとき。

(特別の設備)

第12条 利用者は、余熱利用施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 利用者は、余熱利用施設の利用を終わったとき、又は第10条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、余熱利用施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の基準)

第15条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う
使用料の徴収等)

第16条 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成17年豊橋市条例第33号) 第11条第1項の規定により、市長が余熱利用施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、若しくは業務の停止の期間が終了するまでの間又は市長が必要があると認める

ない事由により使用できなくなったとき。

(特別の設備)

第11条 使用者は、余熱利用施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 使用者は、余熱利用施設の使用を終わったとき、又は第9条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、余熱利用施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の基準)

第14条 (略)

間、市長は、別表に掲げる額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第6条第1項、第7条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者は、市長が定める基準に従い」とあるのは「市長は、特別の事由があると認めるときは」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 (略)

別表 (第6条、第16条関係)

利用区分		利用料金	
		普通利用券 (1回)	回数利用券 (11枚つづり)
温水プール	大人	円 600	円 6,000
	小・中学生	円 250	円 2,500
	(略)		

(委任)

第15条 (略)

別表 (第5条関係)

使用区分		使用料	
		普通使用券 (1回)	回数使用券 (11枚つづり)
温水プール	大人	円 500	円 5,000
	小・中学生	円 200	円 2,000
	(略)		

アスレチックジム	大人	<u>400</u>	<u>4,000</u>	アスレチックジム	大人	<u>300</u>	<u>3,000</u>
	(略)				(略)		
温浴施設	大人	<u>600</u>	<u>6,000</u>	温浴施設	大人	<u>500</u>	<u>5,000</u>
	小・中学生	<u>250</u>	<u>2,500</u>		小・中学生	<u>200</u>	<u>2,000</u>
	(略)				(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第5条第1項の規定により同日以後の使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。